

(証券コード 8987)
(発信日) 2023年9月5日
(電子提供措置の開始日) 2023年8月17日

投資主各位

東京都港区南青山一丁目15番9号
ジャパンエクセレント投資法人
執行役員 香山秀一郎

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会へのご出席をご検討いただいている投資主様におかれましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等を踏まえて当日のご出席可否をご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場いただかなくとも、書面により議決権を行使いただくこともできますので、あわせてご検討くださいますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合には、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2023年9月28日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第13条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案は、いずれも同条第3項に規定する議案に該当しません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第13条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
 - (1) 役員又は会計監査人の解任

- (2) 解散
 - (3) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
 - (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第11回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.excellent-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

- 1. 日 時： 2023年9月29日（金曜日）午後1時00分
- 2. 場 所： 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス「the AIR」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に上記本投資法人ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況によっては、投資主の皆様の安全の確保のため、感染防止に向けた対応を行う場合がございます。この場合は、以下のとおり新型コロナウイルス感染症の感染防止対応に関するご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜投資主様へのお願い＞

- ・本投資主総会の議決権は書面によって行使することも可能でございます。投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態に不安がある場合は、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により議決権を行使することもご検討ください。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、投資主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

＜ご来場される投資主様へのお願い＞

- ・当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主の皆様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとる場合がございます。この場合、十分な数のお席を確保できず、万が一お席をご用意できないときは、会場内にご入場いただけない場合がございますことをあらかじめご了承ください。
 - ・投資主総会当日は、マスクの着用、受付でのアルコールによる手指消毒及び検温へのご協力をお願いする場合がございます。
 - ・体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退場いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認のうえ、マスクを着用した状態で対応をさせていただく可能性がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ・上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には上記本投資法人ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされており、この点を明確化するため本投資法人規約においてその旨の規定を新設するものです（変更案第9条の2第1項）。また、電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める範囲に限定できるようにするため、関連する規定を新設するものです（変更案第9条の2第2項）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現行規約	変更案
(新設)	<p>第9条の2（<u>電子提供措置等</u>）</p> <p>1. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものの全部又は一部について、第14条第1項に定める基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員香山秀一郎は、2023年10月31日をもって任期満了となりますので、2023年11月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項本文の定めにより、就任する2023年11月1日より2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2023年8月17日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	
かやま しゅういちろう 香山 秀一郎 (1961年12月24日)	1984年4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
	2013年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 執行役員 大企業法人ユニット長付審議役
	2013年4月	新日鉄興和不動産株式会社（現 日鉄興和不動産株式会社） 常務執行役員 営業推進本部長 兼 賃貸住宅事業本部長
	2013年6月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 営業推進本部長 兼 賃貸住宅事業本部長
	2015年7月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 営業推進本部長
	2018年4月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 事業開発本部長
	2019年4月	日鉄興和不動産株式会社 常務取締役 兼 常務執行役員 事業開発本部長
	2020年4月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 顧問
	2020年6月	同社 代表取締役社長（現職）
	2020年6月	本投資法人 執行役員（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員が執行役員に就任した場合の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項但書の定めにより、前任者である執行役員の任期と同じく2025年10月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2023年8月17日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
おの かず ひろ 小野和博 (1962年4月23日)	1986年4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
	2008年11月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 金融法人第二部 次長
	2014年7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ人事部 人材開発室長
	2015年7月	新日鉄興和不動産株式会社（現 日鉄興和不動産株式会社） 営業推進本部 担当部長
	2016年4月	同社 営業推進本部 広域営業推進部長
	2019年6月	日鉄興和不動産株式会社 営業推進本部 営業企画部長
	2020年6月	同社 賃貸事業本部 福岡営業部長
	2022年5月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 顧問
	2022年6月	同社 取締役 企画管理本部長
2023年9月	同社 取締役 企画管理本部長 兼 業務企画部長（現職）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の取締役です。その他、候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員高木英治及び平川修は、2023年10月31日をもって任期満了となりますので、2023年11月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項本文の定めにより、就任する2023年11月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	
1	たかぎ せいじ 高木英治 (1968年4月30日)	1999年10月 1999年10月 2003年4月 2007年7月 2013年8月 2013年11月	会計士補登録 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）勤務 公認会計士登録 株式会社スピアヘッド・アドバイザーズ勤務 高木英治公認会計士事務所 開設（現職） 本投資法人 監督役員（現職）
2	ひらかわ おさむ 平川修 (1947年9月22日)	1973年4月 1973年4月 1977年9月 1979年7月 1979年11月 1982年1月 2017年1月 2019年11月	弁護士登録 釘沢法律事務所（現 東京富士法律事務所）勤務 Reid & Priest法律事務所 勤務 ニューヨーク州弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所 （現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）勤務 同 パートナー 同 顧問（現職） 本投資法人 監督役員（現職）
3	こまつ ひろあき 小松広明 (1970年11月26日)	1996年4月 2001年9月 2002年4月 2005年4月 2014年4月	株式会社東海総合研究所（現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）勤務 財団法人日本不動産研究所（現 一般財団法人日本不動産研究所）勤務 技術士（建設部門）登録 不動産鑑定士登録 明海大学不動産学部 准教授（現職）

- ・上記監督役員候補者は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者高木英治及び平川修は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記監督役員候補者高木英治及び平川修は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者高木英治及び平川修が監督役員に選任され就任した場合には、いずれも、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者小松広明が監督役員に選任され就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第13条第3項に規定する議案がある場合は、当該議案には、本投資法人の規約第13条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案がある場合は、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第13条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第13条第3項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第11回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス「the AIR」
連絡先 03-5575-2201



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅 14番出口直結
- 東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅 徒歩5分